

平成29年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの(第3/四半期分)

(独立行政法人名:自動車事故対策機構)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
平成28年度自動車アセスメント試験公開のためのデモンストレーション	(独)自動車事故対策機構 理事長 鈴木 秀夫 東京都墨田区錦糸3-2-1	平成28年10月12日	一般財団法人日本自動車研究所 東京都港区芝大門1-1-30	会計規程第34条第1項第1号(契約の性質又は目的が競争を許さないとき)	8,235,509	8,235,509	100.0%	0	自動車アセスメント試験については、公募手続きを経て契約締結をしているところ、本案件については、自動車アセスメント試験のデモンストレーションをすることから、実施に行われている試験について熟知している当該契約の相手方との随意契約とならざるを得ない	19	
平成28年度自動車アセスメント試験用車両の購入 トヨタ パッソ 3台	(独)自動車事故対策機構 理事長 鈴木 秀夫 東京都墨田区錦糸3-2-1	平成28年11月17日	トヨタ東京カローラ株式会社江東店 東京都江東区扇橋2-15-7	会計規程第34条第1項第1号(契約の性質又は目的が競争を許さないとき)	3,952,800	3,888,000	98.4%	0	自動車アセスメントのための試験車両の購入にあたっては、身分を明かさずに自動車ディーラー等の展示車又は在庫車を即時購入し、その場で車体及び試験対象関係部位にペイントでマーキングすることにより、購入車両に対する自動車メーカーの関与を排除し、公正性・中立性を確保していることから随意契約により購入せざるを得ない	19	
平成28年度自動車アセスメント試験用車両の購入 ダイハツ ウェイク 3台	(独)自動車事故対策機構 理事長 鈴木 秀夫 東京都墨田区錦糸3-2-1	平成28年12月2日	ダイハツ東京販売株式会社 亀戸店 東京都江東区亀戸4-12-7	会計規程第34条第1項第1号(契約の性質又は目的が競争を許さないとき)	5,022,000	5,022,000	100.0%	0	自動車アセスメントのための試験車両の購入にあたっては、身分を明かさずに自動車ディーラー等の展示車又は在庫車を即時購入し、その場で車体及び試験対象関係部位にペイントでマーキングすることにより、購入車両に対する自動車メーカーの関与を排除し、公正性・中立性を確保していることから随意契約により購入せざるを得ない	19	
平成28年度自動車アセスメント試験用車両の購入 ニッサン セレナ 3台	(独)自動車事故対策機構 理事長 鈴木 秀夫 東京都墨田区錦糸3-2-1	平成28年12月9日	日産自動車販売株式会社 九段店 東京都千代田区九段南1-1-5	会計規程第34条第1項第1号(契約の性質又は目的が競争を許さないとき)	8,764,200	8,614,200	98.3%	0	自動車アセスメントのための試験車両の購入にあたっては、身分を明かさずに自動車ディーラー等の展示車又は在庫車を即時購入し、その場で車体及び試験対象関係部位にペイントでマーキングすることにより、購入車両に対する自動車メーカーの関与を排除し、公正性・中立性を確保していることから随意契約により購入せざるを得ない	19	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
財務・会計システムに係る機能改修(独立行政法人会計基準改正対応等)	(独)自動車事故対策機構 理事長 鈴木 秀夫 東京都墨田区錦糸3-2-1	平成28年12月16日	NECネクサソリューションズ株式会社 東京都港区三田1-4-28	会計規程第34条第1項第1号による随意契約(特命随契)	5,200,200	5,200,200	100.0%	0	財務・会計システムにおけるパッケージソフトウェア部分の権利を保有するNECネクサソリューションズ株式会社でなければ履行できないため、競争を許さない	19	

〔記載要領〕

1. 本表は、「随意契約見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
2. 本表は、平成28年度に締結した契約のうち、平成29年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないものについて、当該契約ごとに記載すること。
3. 本表は、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載すること。
4. 「随意契約によらざるを得ない事由」欄は、可能な限り具体的に記載する。「随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分」欄は、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1～12)の番号を記載する。その他以下に該当する番号を記載する。
 - ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
 - ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
 - ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
 - ・競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
 - ・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
 - ・国において定める随意契約の限度額を超える契約で、法人の定める限度額を下回る契約については「18」
 - ・その他、類型区分に分類できないものについては「19」